

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第15条第1項中「前条第1項第1号から第2号まで」を「前条第1項第1号、第2号」に改める。

附則第37条中「31年度においては第14条若しくは第15条」の次に「又は附則第40条」を加える。

附則に次の3条を加える。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第40条 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第1項第

1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第41条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について、第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第42条」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第42条 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。